

夫婦連名表彰について

農林水産大臣賞は、原則、夫婦連名での表彰は行っていないが、農林水産祭参加の表彰行事に限り、夫婦連名で大臣賞の表彰を受けることができます。

但し、各表彰行事の「開催要領」等にその旨記載が必要です。ない場合は今回の連名受賞はできず、次回から「開催要領」等に文言を入れて可能となります。

また、夫婦連名の取り入れにあたっては、開催要領等に記載する定型文が決められており、下記規定文の記載が必要です。

なお、夫婦連名の取り入れのみの変更の場合は、事前協議は不要です。

但し、新旧対照表にて事前連絡をお願いします。(募集告知日の4ヶ月前までの連絡が望ましい。)

【規定文】

次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合にあっては夫婦連名で表彰することができる。

- ① 家族経営協定を締結していること。
- ② 推薦書等において経営主の配偶者の作業分担、従事日数等が概ね 5 割に達していると確認できること。
- ③ 農業改良普及センター※又は農林漁業についての類似の普及指導組織等による意見書が添付されていること。

※ この名称は都道府県によって違うので、変更可。